

# 記入例

令和8年9月改訂

一般財団法人 全国中小企業共済財団 御中  
下記の通り被共済者が退職（死亡）いたしましたので、通知いたします。  
特定退職金共済規約で定めるところにより、下記受取人（被共済者または遺族）に給付金をお支払いください。

退職等通知書（共済契約者をご記入ください。）

事業主様ご記入部分

事業所住所 〒1020093 TEL 03（3264）1511  
東京都千代田区平河町1-4-12

事業所名  
株式会社 ●●●●●

代表者名  
代表取締役 ●● ●●●

共済使用欄  
全共済 01  
共済 21 団体 08 X 0 1 4 1 0 0 0 0 0 1 0 1 0 5  
金融機関名 ミズホ 口座番号 1233331  
口座名義人 フリガナ カ ●●●●●

事業所印を押印ください（3枚目以降も必要です）

被共済者氏名  
姓 太郎 名 一郎  
退職 退職  
退職（死亡）日 令和 8 年 9 月 15 日  
口数 30

給付金請求書（被共済者または遺族をご記入ください。）

加入者様ご記入部分

受取人（遺族）氏名（口座名義人）  
姓 太郎 名 一郎  
退職 退職  
個人印を押印ください（2枚目以降も必要です）

受取人印  
本人

被共済者との続柄  
本人

退職金の支払はこの制度の枠内にあるかどうか  
あり

私（受取人）は、本様票ならびに添付書類に記載された個人情報の取扱いについて給付金請求時に受領した「個人情報の取扱いについて」の記載内容に同意のうえ、退職（遺族）給付金の請求をいたしますので、下記にご送金ください。なお、口座振込みの完了をもって受領したものと認めて、受領証は提出いたしません。

令和 8 年 9 月 15 日

金融機関名 ミツビシユーエフジエイ 口座番号 0003451  
口座名義人 フリガナ 太郎 退職 一郎

退職所得申告書（被共済者をご記入ください。）

令和 8 年分 退職所得の受給に関する申告書  
退職所得申告書

被共済者  
氏名 退職 一郎  
現住所 〒1600004 東京都新宿区四谷1-2-3  
その年の1月1日現在の住所 同上

退職手当の支払を受けることとなった年月日 令和 8 年 9 月 30 日  
退職の区分等 障害  
退職手当の支払を受けることとなった年月日 令和 8 年 9 月 30 日  
この申告書の提出先から受ける退職手当についての勤務期間（当制度加入期間） 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日  
37 年

現住所とその年の1月1日現在の住所が相違する場合、その住所をご記入ください。

③iDeCoまたは企業型DCの一時金を既に受取っている方が対象となります。

6枚複写です。5枚目を事業所用、6枚目を被共済者用とし、上4枚をご提出ください。印鑑はそれぞれ押印し、ご提出ください。  
1枚目 --- 全共済用①  
2枚目 --- 保険会社用  
3枚目 --- 全共済用②  
4枚目 --- 連合会用  
5枚目 --- 事業所用  
6枚目 --- 受取人用

【共済契約者へのお願ひ等】  
①左欄「退職等通知書」に必要事項を記入し、「給付金請求書」（左欄中段下段）を被共済者本人または遺族に記入いただき、窓口団体、取りまとめ団体を通じて当財団に提出してください。  
②被共済者の死亡による請求の場合、労働基準法施行規則で定める遺族補償の順位にもとづき遺族が受取人となります。この場合には死亡された被共済者の除籍簿本、死亡診断書、受取人の印鑑証明書の提出が必要となります。なお、遺族一時金が100万円を超える場合、受取人の住民票（マイナンバー入り）も必要となります。

【受取人へのお願ひ】  
①退職一時金の請求には住民票（マイナンバー入り）が必要となります。  
②被共済者の死亡による請求の場合、労働基準法施行規則で定める遺族補償の順位にもとづき遺族が受取人となります。この場合には死亡された被共済者の除籍簿本、死亡診断書、受取人の印鑑証明書の提出が必要となります。なお、遺族一時金が100万円を超える場合、受取人の住民票（マイナンバー入り）も必要となります。

【退職所得申告書の記入について】  
①左欄の退職所得申告書に必要事項を必ず記入してください。  
記入されない場合、退職所得とみなされず支払いを受ける額の20.42%が源泉徴収されます。  
②受取人が同一年度内または過去4年以内に他から退職金の支給を受けている場合（①を除く）、その源泉徴収票の写しをご提出ください。  
③確定拠出年金法にもとづき一時金の支払いを受けている方、令和8年1月1日以後に支払いを受けている場合は過去9年以内、令和8年1月1日以前は過去4年以内に支払いを受けている場合、当用紙に記入ができない。 「退職所得の受給に関する申告書」（税務署所定様式）をご提出ください。  
被共済者死亡による請求の際はご記入不要です。